



下地 花南さん

玉那覇 美紀先生

比嘉 七美さん

祝! 全国制覇!!

全国高等学校総合体育大会「輝け君の汗と涙 北信越総体2021」が石川県で開催され、8月11日に行われた、なぎなた競技演技の部で下地花南さん、比嘉七美さんペア(知念高等学校)が見事全国制覇を成し遂げました。

町在住の下地さんは「中学生の頃から「全国制覇」を目標にしてきました。優勝までの道のりは、苦しい時もありましたが、乗り越えられたという達成感と嬉しさは大きかったです。西原東中学校なぎなた部指導者の眞榮城紀子先生、高校でご指導くださった瀬長睦子先生・顧問の玉那覇美紀先生はもちろん、先輩方のご指導、チームメイトや家族の協力に感謝しています。また次の目標に向けて頑張りたいと思います」と話しました。



75歳以上のみなさまに、タクシーチケットを配布します!

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、外出を控える高齢者の日常生活に必要な移動の支援と、コロナ禍における公共交通支援を目的に、「西原町高齢者移動支援事業」を実施します。

西原町内のタクシー会社や個人タクシーで使えるタクシーチケットを、対象の高齢者のみなさまに配布する事業です。毎日の買い物や病院への通院などに町内のタクシーをご利用ください!

1. タクシーチケット配布の対象者

令和4年4月1日までに満75歳となり、令和3年7月31日時点で本町の住民基本台帳に記録されている方で、支給の日まで引き続き西原町に居住している方

2. 配布の時期及び配布方法

配布対象者の方に対して、10月から郵送での配布を予定しています。

3. タクシーチケット利用期間

令和4年2月28日までです。

4. タクシーチケットの利用額及び支給額

- ①チケットの額面は、1枚500円です。
- ②支給額は対象者お一人につき2,000円です。チケット4枚綴りを1セットとして配布します。
- ③一度に複数枚のチケットを使用することはできませんが、釣銭は発生しません。

5. 利用可能なタクシー

- ①町内に事業所があるタクシー会社のタクシー
- ②町内に住所がある個人タクシー

チケットの利用方法や利用できる対象のタクシーなど、詳しくはチケット同封のチラシに記載しています。チラシをご確認のうえ、ご活用ください。



【タクシーチケット利用に関するお問い合わせ】 西原町観光まちづくり協会 ☎098-911-9178

国民健康保険・後期高齢者医療 期間が延長されました 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

支給対象者 下記のすべての条件を満たす方

- ・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
- ・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかつた方
- ・勤務先から給与等の支払いを受けている方

支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数

支給額計算 直近3か月間の給与収入等の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3×支給日数

適用期間 令和2年1月1日から令和3年12月31日の間で労務に服することができない期間

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

【お問い合わせ】 福祉保険課 ☎098-911-9163



～新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活に困窮する方へ～

◆「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了している等の理由により、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため支給されます。

※申請期間：令和3年11月末日まで

【申請・お問い合わせ先】 南部福祉事務所 地域福祉班 ☎080-4478-8951/080-4478-9037

◆緊急小口貸付及び総合支援資金

初回貸付、再貸付について、申請期間が令和3年11月末日まで延長となりました。

【申請・お問い合わせ先】 西原町社会福祉協議会 ☎098-945-3651

